

食品安全委員会（第728回会合）議事概要

日時：平成31年1月29日（火） 14：00～15：47

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 3名、一般10名

議事概要

（1）農薬取締法の改正について

→農林水産省から説明。

農薬の再評価に係る事前相談については、事務局とリスク管理機関とでやりとりすることとし、食品安全委員会の中立性が損なわれることのないよう留意した上で、必要に応じて農薬専門調査会の専門委員を中心に協力して頂くこととなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 6品目

[1]アメトクトラジン

[2]ジクワット

[3]ピリプロキシフェン

[4]ピロキサスルホン

[5]フルチアニル

[6]メチルテトラプロール

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明。

本件について、農薬専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品 2品目

[1]サラフロキサシン

[2]ネオマイシン

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明。

本件について、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものと認められる旨をリスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・添加物「二炭酸ジメチル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、「二炭

酸ジメチルその他その加水分解物等の関連物質であるメタノール、メトキシカルボニル化合物、炭酸エチルメチル、カルバミン酸メチル及び炭酸ジメチルについて、添加物「二炭酸ジメチル」が、添加物として適切に使用される限りにおいては、安全性に懸念はない。」

「添加物「二炭酸ジメチル」は、添加物として適切に使用される限りにおいては安全性に懸念はない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)「メチオニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、「動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかである。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・飼料添加物「L-メチオニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

(4) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「ピフェントリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(5) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ペルメトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(6) 器具・容器包装専門調査会における審議結果について

- ・「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針(案)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針案への反映を器具・容器包装専門調査会に依頼することとなった。

(7) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(8) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

→事務局から報告。